

平成28年9月9日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

(公社)兵庫県精神福祉家族会連合会

会長 米 靖弘

精神障がい者の福祉施策に関する要望書

貴職ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。又、平素は当会活動にご理解・ご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年の4月に障害者差別解消法が施行され、全ての障がい者への合理的配慮により差別をなくし、「誰もが地域で平等に安心して暮らせる世の中」にする体制ができました。しかし精神障がいと他の2障害との福祉サービスの格差は多く残っており、現在JR等交通運賃割引の請願活動を全国の家族会で一斉に展開中であります。今後も皆様方と一緒に、1つ1つ差別の解消に努めて行きます。また、地域での生活や就労において精神障がい者の大きな課題として「無理解と偏見」の問題があります。永い間、間違ったまま据え置かれている「心の健康教育」の不作為の結果と考えられ、今こそ、精神障がい者を正しく理解し直してください。まずは義務教育段階から「心の健康教育」を実施するよう「みんなねっと」と協同して国、県に要望します。また地域の人権学習会等で精神障がい者への理解を深める企画を是非、取り上げてください。今年より「こころやすらぐひろば」事業を開始しました。障がい者、家族、一般の方々をお招きし、理解を深めたいと企画しました。是非、皆さんで気楽にお越しいただき「こころやすらぐひろば」を盛り上げてください。

県並びに関係機関におかれましても、これらの問題に取り組んでおられますか、下記の要望について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

尚、ご多忙中恐縮ですが10月末日までに文書にて、ご回答下さいようお願い申し上げます。

記

精神障がい者に対する格差解消の推進

1) 身体、知的障がい同様に、精神障がい者相談員制度の早期法制化を国に働きかけてください。

また、精神障がい者相談員制度の活性化、スキルアップを図ってください。

2) 重度障害者医療費助成(全科無料)の対象を精神2級までに拡大してください。精神障がい者の殆どの人が2級であり、服薬で病気がちで就労にもつけず、所得が少なく窮乏しています。

3) 兵庫県の障害年金の審査が他県に比べて厳しい問題の解決を急いでください。

精神障がいの理解活動の展開

4) 昭和52年頃より中断している学校での精神疾患に関する「心の健康教育」を復活し、義務教育段階から採用するよう文科省に要請するとともに、卒業前教育などで県としてできるところから実践してください。

5)教育委員会から自治学習会の人権学習で「精神障がい者への理解」を取り上げ、精神疾患は「特別な病気ではなく、誰でも起こりうる病気で、治療も可能」であることを理解していただくよう働きかけてください。また「こころやすらぐひろば」を活用し、交流を深めるよう地域住民に働きかけてください。

精神障がい者の就労促進

6)雇用モデル事業等の調査、検討を実施してください。

(IPSモデル、SPIS就労定着支援システム等)。

7)企業に対する精神障害の理解を深める研修等を実施してください(合理的配慮の徹底)。

8)定着率向上のために就職後の障がい者に企業は個人毎に指導員を任命して社員教育育成を行う等、長期的に愛を持って指導してください。

当事者及び家族支援に関する要望

9)当事者活動、家族会活動に対し、県及び市町は支援を強化して下さい。

家族学習会(共助プログラム)、ピアーサポート事業等への協力をお願いします。

10)メリデン版訪問家族支援をイギリスで導入研修中です。来年以降この技術を国内に広げていく予定です。協力を宜しくお願いします。

精神福祉医療の改善に関する要望

11)病院敷地内へのグループホームの設置には反対です。生活地域に精力的に拡充してください。また事業者が運営しやすいようグループホームの報酬単価を引き上げてください。

12)精神科訪問看護の増強等、アウトリーチ型医療福祉の充実を早急に図ってください。

13)厚生労働省の全国統計結果で、医療現場において隔離・拘束及び薬物の多量・多剤投与等が年々増加し問題視されている。精神障がい者の人権が損なわれていないか、兵庫県の状況を調査し、対応してください。

14)精神科初期救急及び合併症対応の医療機関の整備拡充を図ってください。

現在、西宮と姫路で病院の統廃合の検討が進められており、統合に際し、精神科初期救急及び合併症対応の医療機関の整備拡充を図ってください。

15)自立支援医療(通院医療費)の自己負担を障害者自立支援法以前の無料に戻すよう国に働きかけてください。

障害者自立支援法の成立で自己負担が 0→10%となつたが、兵庫県では現在も 7 市町は医療費 0 を継続している。

以上